

広島大学教育倫理綱領

広島大学は、個々の学生が主体的で柔軟な学びを実践できる環境を構築し、豊かな人間性と幅広い教養、秀でた専門的知識と自ら課題を発見し解決する能力を備え、自由で平和な持続的発展を可能とする社会の実現に貢献する人材を育成することを教育活動の基本原則に掲げている。この基本原則を遵守するにあたり、広島大学において教育を担う全ての教職員が従うべき規範を次のように定める。

1. 教職員の基本的態度

教職員は、教育活動の基本原則を深く自覚し、全ての学生が豊かな人間性と平和を希求する精神を育み、国際的教養人としての能力を十分に発揮できるよう、行動する。

2. 学生の人権・人格の尊重

教職員は、学生の人権と人格を尊重・擁護し、学生に対し敬意をもって接するとともにあらゆる差別やハラスメントを決して行わない。

3. 公正な授業運営

教員は、安全・安心な教育環境を整え、学生に明確な学習目標と授業計画及び評価の基準を示した上で真摯に授業を実施し、公正な成績評価を行う。

4. 授業改善・学修支援

教員は、常に授業の改善に努め、他の教職員とともに学生の自主的・自律的な学修を支援する。

5. 学生指導

教職員は、学生の意見に耳を傾け、誠実に学生を指導する。

(※) この綱領でいう「教職員」ならびに「教員」には、指導補助者であるティーチング・アシスタントを含む。

(2024 年 9 月 17 日 制定)